

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
添加物部会

日時 平成17年3月24日(木)

午前10時00分～12時00分まで

場所 中央合同庁舎第5号館共用第8会議室
(6階 国会側)

東京都千代田区霞が関1-2-2

議事次第

議題

- (1) 亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正について
- (2) ナタマイシンの新規指定の可否について
- (3) その他

資料一覧

<亜塩素酸ナトリウム>

資料1 亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について

資料2 添加物 亜塩素酸ナトリウムの食品健康影響評価の結果の通知について

資料3 亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に関する添加物部会報告書(案)

資料4 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会における指摘事項一覧(平成16年10月7日開催)

資料5 カズノコに係わる亜塩素酸ナトリウム使用基準改正等に関する追加資料

参考資料 1 食品中の食品添加物分析法(亜塩素酸ナトリウム)(案)

参考資料 2 食品安全委員会におけるご意見・情報の概要等

<ナタマイシン>

資料6 ナタマイシンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について

資料7 ナタマイシンを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)(食品安全委員会添加物専門調査会の報告書(案))

資料8 ナタマイシンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書(案)

<その他>

報告資料1 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の取り扱いについて

参考資料 3 β -カロテンについて

報告資料2 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について

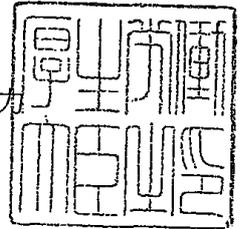
亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正について

厚生労働省発食安第0915001号

平成16年9月15日

薬事・食品衛生審議会
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 坂 口



諮 問 書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正について